

土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準の廃止について

平成25年9月20日に発生した福島県浜通りを震源とする地震により、震度5強を観測した福島県いわき市では、地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、通常の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、福島県と福島地方気象台が共同で発表する福島県土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見直しを行うこととしております。

今般、福島県土砂災害警戒情報の暫定基準を、平成26年12月17日をもって廃止して通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

記

- 1 暫定基準廃止日時
平成26年12月17日13時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準とする市町村
いわき市

これにより、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報を暫定基準で運用している福島県内の市町村はなくなります。

本件に関する問い合わせ先
福島地方気象台
防災気象官（電話 024-534-0321）